

6-4 EU 木材規則の実施

6-4-1 EU 木材規則に関連した国内法令と体制

(1) 法令の改正と執行体制

フィンランド政府は、EU 木材規則（以下、「EUTR」という。）のフィンランド国内での実施のために法整備を行った。フィンランドへの EUTR 導入のために制定した法律は、木材及び木材製品の市場投入に関する法律（Valtioneuvoston asetus geodeettisesta laitoksesta annetun valtioneuvoston asetuksen muuttamisesta）（以下、「市場投入法」という。）であり、フィンランド政府は、同法の制定と前後して、EUTR の実行に必要な改正をいくつかの法令について行っている。

制定または改正が行われた主な法令は、次のものである。

① 市場投入法の制定及び刑法改正

市場投入法は、EUTR 及び EUTR に基づき発効した法律行為のフィンランドでの実施を目的として 2014 年 1 月 1 日に施行した。

フィンランドでは、「違法伐採材」の法令上の定義を市場投入法により示している。同法は「違法伐採材」を「EUTR 第 2 条 (g) の規定に掲げている木材をいう」と定義している⁸¹。EUTR 第 2 条 (g) の規定では、「違法伐採」を「伐採国の適用法に違反した伐採」と定義している。

内国での伐採及び国産材の合法性確保については、市場投入法の制定及び刑法改正法案に方針が示され、同法案には「伐採は、森林法及び伐採に関する他の法令を遵守しなければならない。森林法の目的は、森林が持続可能な適正な生産を続け、生物多様性を維持できるように経済、生態系及び社会の各側面において持続可能な森林の管理及び利用を担保することにある。伐採が森林法に基づき行われる場合、フィンランドで生産された木材は持続可能性の原則に合致したとみなせる」⁸²と記されている。すなわち、森林法及び伐採に係る諸法令で厳格な森林及び木材生産の管理を行っているので、法令が定めた行為及び手続きを経た国産材は合法であるとの解釈である。

なお、EUTR 第 5 条の規定は、取引業者 (Trader) に木材または木材製品のサプライチェーン全体を通じて納入した取引業者または事業者 (Operator) を特定する義務を課している。しかし、フィンランドではこの義務の履行を国内の全ての取引業者に課していない。フィンランドの法令が定めるサプライチェーンの把握については、木材検量法第 22

⁸¹ 市場投入法第 3 条第 4 項。

⁸² 『木材及び木材製品の市場投入に関する法律及び刑法第 48a 条改正案』（“Hallituksen esitys eduskunnalle laeiksi metsälain ja rikoslain 48 a luvun 3 §:n muuttamisesta”）（HE 75/2013）、2013 年、4.3 項。

条の規定による天然資源研究所への工場検量結果の報告で実施されているだけである。

市場投入法の制定及び刑法改正法案では、EUTR の要求事項を、デューデリジェンスの実施を前提として⁸³、第一に管轄官庁を一つ以上指定すること⁸⁴、第二に罰則規程を設けて規則遵守を担保する措置を設けること⁸⁵と整理している⁸⁶。フィンランド政府は国会において同法案により、前者にあっては市場投入法の制定、後者にあっては刑法の環境犯罪の章に「木材犯罪」の規定⁸⁷を加える提案をした。

フィンランド政府は EUTR の第一の要求事項である管轄官庁を一つ以上指定する件について、市場投入法第 2 条の規定で、市場投入法の実施に関して次表に掲げた管轄官庁及び協力機関が職務を遂行すると定めて対応した。

表6.41 木材市場投入法執行体制

区 分	機 関 名
管轄官庁 (Competent Authority)	食料局 (Finnish Food Authority)
協力機関	林業センター (Finnish Forest Centre)
	税関 (Finnish Customs)
	フィンランド環境研究所 (Finnish Environment Institute)
監視団体 (Monitoring Organization)	BM TRADA Suomi (フィンランド Tampere市)
	Bureau Veritas Finland (フィンランド Helsinki市)
	Control Union Certifications B.V (オランダ Zwolle市)
	DIN CERTCO (ドイツ Berlin市)
	NEPCon (エストニア Tarutu市)
	SGS Finland (フィンランド Helsinki市)
Soil Association Woodmark (英国 Bristol市)	

資料：木材及び木材製品の市場投入に関する法律第 2 条及び食料局提供資料。

市場投入法の具体的内容については、昨年度の報告書⁸⁸に掲載したので記載を省略する。ただし、フィンランドでは 2018 年から行政組織の再編が行われ、これにともない市場投入法が指定している管轄官庁が地方行政庁 (Agency for Rural Affairs) から食料局 (Finnish Food Authority) に変更された事実が昨年度の調査後に判明した。このため、昨年度の報告書と本報告書に記載している行政機関の名称が異なっているので注意されたい。

⁸³ 『木材及び木材製品の市場投入に関する法律及び刑法第 48a 条改正案』(“Hallituksen esitys eduskunnalle laeiksi metsälain ja rikoslain 48 a luvun 3 § :n muuttamisesta”) (HE 75/2013)、2013 年、第 1 項。

⁸⁴ EUTR 第 7 条。

⁸⁵ EUTR 第 19 条。

⁸⁶ 『木材及び木材製品の市場投入に関する法律及び刑法第 48a 条改正案』(“Hallituksen esitys eduskunnalle laeiksi metsälain ja rikoslain 48 a luvun 3 § :n muuttamisesta”) (HE 75/2013)、2013 年、2.4 項。

⁸⁷ 刑法第 48a 章第 3 b 条。

⁸⁸ 林野庁、平成 29 年度林野庁委託事業、「『クリーンウッド』利用推進事業のうち生産国における現地情報の収集 (欧州地域等) 報告書」、2019 年 3 月、236 頁。

すなわち、市場投入法制定当初から 2018 年上半期までは、地方行政庁が管轄官庁に指定され、食品安全局（Finnish Food Safety Authority）が税関、林業センター及びフィンランド環境研究所⁸⁹とともに管轄官庁が割り当てた業務を遂行する「協力機関」に指定されていた⁹⁰。しかし、主に EU からの補助金を地方自治体に配分する業務を行っていた地方行政庁は小規模な組織であったため、2018 年下半期から食品安全局から名称を変更した食料局の一部署として、それまでの組織を変更することなく組み込まれた。現在、管轄官庁の業務は、食料局の中の旧地方行政庁の部署⁹¹が引続き担当している⁹²。

フィンランドの市場投入法の特徴の一つは、監視団体に係る規定がないことである。このため管轄官庁である食料局は、EUTR 第 8 条第 4 項の規定が定める管轄官庁による監視団体の定期的な検査を実施していない。

EUTR 第 19 条の規定が定めた加盟国における罰則規定の設定については、刑法第 48 章（環境犯罪）の中に第 3（b）条として「木材犯罪」の条項を加えて対応した。刑法第 48 章第 3（b）条の規定の本文には、「EUTR に違反して違法に伐採された木材またはその木材から製造された木材製品を事業目的で販売した者には、他の法律によるより厳しい罰則⁹³が適用されなければ、木材犯罪に対する罰金または 6 か月以下の懲役を課す」と記されている。

表6.42 罰則の対象行為

区 分	罰則対象行為
1. 故意の違法行為	森林法の伐採関連規定への意図的違反行為。 森林法または自然保護法が定める伐採禁止地域での伐採。 原産地情報の入手努力を怠った場合。 合法性を示す書類の偽造を認識しながら放置した場合。 違法木材の認識がありながら流通または取引をした場合。
2. 故意のデューデリジェンスシステム履行義務違反	流通（出荷）禁止措置違反またはその未遂。 デューデリジェンスシステム未設定。 デューデリジェンスシステムの重大な不備（リスク評価及びリスク低減の体制未整備並びに原産地国情報の欠落）。
3. トレーサビリティ義務違反	トレーダーが供給先の情報を故意に破壊した場合（トレーサビリティ情報に関する軽微な不備は故意とみなさない）。

資料：フィンランド食料局提供資料

木材犯罪の罰則に該当する行為は、故意の違法行為、故意のデューデリジェンスシ

⁸⁹ フィンランドで CITES のリストに掲載された動植物の取引の許可書発行業務を担当している機関。

⁹⁰ 木材及び木材製品の市場投入に関する法律第 2 条。

⁹¹ Market Department。

⁹² 食料局市場投入法担当官による解説。

⁹³ 輸出入に係る EU 規則違反または森林及び自然保護の関連法令違反の罰則は、罰金または 2 年以下の懲役。

テム履行義務違反及びトレーサビリティ義務違反であり⁹⁴、これら三つのカテゴリーに含まれる罰則対象行為は表 6.42 に掲げたものである。この内、区分の 2 及び 3 の事項は、「重大な違反」とみなされ⁹⁵、管轄官庁が発する是正命令の対象になる⁹⁶。

市場投入法では、デューデリジェンスシステムに係る義務の遵守に不備が認められたときは、管轄官庁が事業者にデューデリジェンスシステムの不備の是正または不適合行為の中止もしくは是正を完了するまでの期限を示した書面による勧告を通達する定めになっている⁹⁷。そして、次に示した場合で、この通達が指定した期日までに是正がなされないときは、管轄官庁は事業者に期限付きの改善命令を発する。

- 事業者がデューデリジェンスシステムを備えずに木材または木材製品を販売した場合。
- 事業者のデューデリジェンスシステムに重大な不備が繰り返し見つかった場合。

管轄官庁は、改善命令が指定した期日までに改善がみられない場合、事業者が是正せずに扱った木材または木材製品の販売を禁止できる定めになっている⁹⁸。

この禁止措置は、「合法的に伐採された木材及び木材製品のみが流通できる」という概念の提示が目的で、文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止及び防止する手段に関する条約（文化財不法輸出入等禁止条約）⁹⁹との関連から、違法な行為により取得された財産は、法令による保護の対象外であるという概念を大前提としている¹⁰⁰。

罰則の対象行為に該当するかの判断にあたって重要なのは、その行為が「故意」であったかどうかの判断である。故意の判断基準は、刑法が定めている。刑法の規定によれば、加害者が起こした結果の原因が加害者の目的である場合または生じた結果を特定の行動もしくは可能性として予想していた場合は、結果を故意に引き起こしたとみなす¹⁰¹。

違反者の行為が故意であると判断するためには、過失ではない事実を証明しなければならない。刑法は過失について、状況により要求または必要とされる注意義務に違反した

⁹⁴ 市場投入法第 12 条。

⁹⁵ 市場投入法第 9 条。

⁹⁶ 食料局提供資料及び市場投入法担当官による解説。

⁹⁷ 市場投入法第 8 条。

⁹⁸ 市場投入法第 9 条。

⁹⁹ Convention on the Means of Prohibiting and Preventing the Illicit Import, Export and Transfer of Ownership of Cultural Property.

¹⁰⁰ 『木材及び木材製品の市場投入に関する法律及び刑法第 48a 条改正案』（“Hallituksen esitys eduskunnalle laeiksi metsälain ja rikoslain 48 a luvun 3 §:n muuttamisesta”）（HE 75/2013）、2013 年、第 4 項。

¹⁰¹ 刑法第 3 章第 6 条。

とき、その行動は過失となると定め、さらに「重過失」については、注意義務の重要性、危険にさらされた利益の重要性、違反の可能性、危険を選択した意図及び行為並びに加害者に関連するその他の状況を総合的に評価して決定すると定めている¹⁰²。

違反行為が故意に該当するか、木材が違法伐採材に該当するかの判断は裁判所が下す。このため管轄官庁は、違法行為を疑うに十分な根拠がある事案を見出したときは、軽微な事案または公共の利益を理由にその事案のより詳細な調査を必要としない場合を除き、公判前調査を実施するための違法行為に係る報告を公判前調査機関に行う義務を負っている。市場投入法では、検察官にあっては被疑者を市場投入法違反または木材犯罪で告訴する前に管轄官庁と協議すること、裁判所にあっては違反行為または犯罪に係る聴取を行うときは管轄官庁に聴取を行う機会を与えた上で審議に入ることを定めている¹⁰³。

② 森林法改正

改正した森林法 (Metsälaki) は 2013 年 6 月 13 日に制定され、2013 年 12 月 20 日に施行された。このときの森林法改正法案では、林業振興、地権者保護及び生物多様性維持の強化並びに森林法遵守の監督権限の簡素化がなされた。この法案には、EUTR を直接表現する字句はないが、EUTR は各国が制定する罰則について「効果的で均衡がとれ抑止力があるもの」を要求しているため¹⁰⁴、同法案では森林に係る犯罪を過失から重過失に変更する必要性が唱えられ、これが国会に提出された市場投入法制定の法案に、刑法に「木材関連違法行為」の規定を加える改正案を併記する根拠の一つになっている。さらに、この森林法改正では、森林利用宣言書の提出期限の明確化が行われた¹⁰⁵。

③ 木材検量法改正

木材検量法 (Laki puutavaran mittauksesta) は 2014 年 6 月 27 日に改正法が制定され、2015 年 1 月 1 日に施行された。同法の改正法案では、改正の背景の一つとして EUTR の制定をあげ、EUTR は具体的な検量そのものには影響を及ぼさないものの、デューデリジェンスの実施における国産材の正量取引及び売手と買手の役割を重要視しているため改正が必要であると述べている¹⁰⁶。同法改正の目的は、木材取引量の拡大及び検量当事者¹⁰⁷間の信頼性の向上並びに全ての種類の木材製品の新たな市場開拓及び取引契約環境の

¹⁰² 刑法第 3 章第 7 条第 1 項・第 2 項。

¹⁰³ 市場投入法第 11 条。

¹⁰⁴ EUTR 第 19 条第 2 項。

¹⁰⁵ 『木材及び木材製品の市場投入に関する法律及び刑法第 48a 条改正案』(“Hallituksen esitys eduskunnalle laeiksi metsälain ja rikoslain 48 a luvun 3 §:n muuttamisesta”) (HE 75/2013)、2013 年の法案主旨説明。

¹⁰⁶ 『木材検量法改正法案』(“Hallituksen esitys eduskunnalle laiksi puutavaran mittauksesta”) (HE 192/2012)、2012 年、2.3 項「国際開発及び EU 規則」。

¹⁰⁷ ここでの検量当事者とは、売手及び買手をいう。

改善にあった¹⁰⁸。

フィンランドの丸太、チップその他の輸出用を含む未加工木材の取引は、木材検量法の規定により検量士の有資格者が行う検量結果¹⁰⁹に基づかななくてはならない。この検量結果は、図 6.4 として掲げた「工場検量報告書」の様式により天然資源研究所に送られ¹¹⁰、同研究所のデータベースで管理される。このデータベースの数値は、林業センターがデータベースで管理する森林利用宣言書の内容と照合できるので、工場検量報告書の数値をもとに工場が発する納品書は、森林利用宣言書とともに合法性の書類として認められている。

多くの林産物を輸出するフィンランド材の合法性の信頼度を高めるために、より精度が高い検量方法及び検量手順の設定並びに検量結果の疑義解決¹¹¹を含む検量当事者の権利の見直しを行う木材検量法の改正は、EUTR を国内に導入するために必要な事項であった。

④ 強制措置法改正

強制措置法 (Pakkokeinolaki) が 2013 年 12 月 30 日に改正され、2014 年 1 月 1 日に施行された。EUTR 第 10 条の規定は、管轄官庁は事業者に課された義務及びデューデリジェンスシステムの実施の遵守を検査し、検査において不適合結果が生じたときは、木材及び木材製品の押収または販売禁止措置を緊急の暫定措置として講じられると定めている。フィンランドでは、この不適合事案の内容が刑事事件であるときに、強制措置法の押収規定及び出荷停止規定を適用して対応する。

EUTR のフィンランド国内への導入のために行われた強制措置法の改正内容は、「輸送中の物品の没収」¹¹²及び「押収または再加工防止のための出荷停止」¹¹³並びに家宅捜索に係る規定¹¹⁴の見直しであった。

「押収または再加工防止のための出荷停止」の規定は、逮捕権限を有する者が押収を決定すると定めている。押収できる物件については、刑法の規定により「犯罪によっても

¹⁰⁸ 『木材検量法改正案』(“Hallituksen esitys eduskunnalle laiksi puutavaran mittauksesta”) (HE 192/2012)、2012 年、第 3 項「法案の主な対象及び目的」。

¹⁰⁹ 木材検量法第 4 章 (第 20 条-第 26 条)。

¹¹⁰ 木材検量法第 22 条及び第 32 条。

¹¹¹ 木材検量法第 27 条-31 条。検量当事者間に工場での検量結果に係る疑義が生じたときは、天然資源研究所に公式検量を申請できる。同研究所の公式検量士は、検量の技術的な面から疑義の原因を究明し、必要に応じて再検量を実施し、検量当事者に調査結果または公式検量の結果を通知できる。

¹¹² 強制措置法第 7 章第 5 条。

¹¹³ 強制措置法第 7 章第 6 条。

¹¹⁴ 強制措置法第 8 章。

たらされた物」と定義され、ライセンスを得ることなく行った罰則対象行為によりもたらされた物品も押収対象物件になっている¹¹⁵。

原則として、押収行為を実施できる機関は警察である。税関は、法令により犯罪の防止または捜査を行う上で必要と判断できる合理的な根拠があるときでも、押収できる物品は通関手続きを経ていないものに限定され、物品に違法性があっても輸入の差止めはできるが押収はできない¹¹⁶。ただし、警察は、関税法で定める税関措置の執行権¹¹⁷とともに違法に生産、輸入及び加工された物品を押収する権限を持っている¹¹⁸。

このように、フィンランドでは刑事事件に係る物品については、捜査当局により強制措置法が規定する押収または出荷停止措置がとられるものの、行政当局である管轄官庁には、刑事事件の捜査権限及び強制措置法上の押収または捜査の権限がない。このため市場投入法の遵守を確認する検査で違法行為が検出されたときの管轄官庁の対応は、是正勧告及び是正命令並びに販売禁止命令の発令または捜査当局への違反の通報に限られている。

6-4-2 EU 木材規則の実施

(1) 市場投入法関連機関

① 管轄官庁 (Competent Authority) 及び協力機関

フィンランド国内での EUTR の実施を目的とした市場投入法は、2014 年 1 月 1 日に施行され、この施行により EUTR がフィンランド国内で実施できるようになった。

現在のフィンランドの EUTR 実施機関は、管轄官庁としての食料局、協力機関としての林業センター、税関及びフィンランド環境研究所である。

管轄官庁であり、市場投入法の輸入林産物に係る監督を行っている食料局は、2019 年 9 月現在、本部をフィンランド南西部のセイナヨキ市 (Seinäjoki) に置き、首都ヘルシンキ市を含む全国 20 か所に支部を配し、約 1,000 人の職員を擁している。この内、市場投入法担当官の人数は、旧地方行政庁の職員であった 4 人である。市場投入法に係る通常の実務は、輸入林産物にあつては食料局が税関の協力を得ながら、国産材にあつては林業センターが行っている。

② 監視団体 (Monitoring Organization)

EUTR では監視団体にデューデリジェンスシステムの管理、定期的評価及び事業者が

¹¹⁵ 刑法第 5 条。

¹¹⁶ 関税法第 14 条。

¹¹⁷ 警察法第 10a 条。

¹¹⁸ 警察法第 14 条。

利用する権利の承認並びに事業者によるデューデリジェンスシステムの適正な利用の確認及びこの確認により重大なまたは反復的違反が検出されたときの管轄官庁への通報を含む適切な措置の履行の義務を課している¹¹⁹。

監視団体は、団体からの認証申請を受けた欧州委員会が加盟国と協議した上で加盟国にその認証を通知する¹²⁰。フィンランドでは、表 6.41 に掲げた七つの団体が監視団体として登録している。しかし、前述のようにフィンランドでは監視団体に係る法令の規定がないため、管轄官庁である食料局は、国内で活動する監視団体の登録は行っているものの、EUTR が規定する監視団体の定期的検査¹²¹は行っていない。さらに食料局では、監視団体が管理しているデューデリジェンスシステムの事業者（Operator）による利用状況を含む監視団体の活動状況についても把握していない。

監視団体が用意しているデューデリジェンスシステムの企業による利用については、フィンランド林産物協会でもそのような情報に接したことがないという。フィンランドでは ISO による企業行動の標準化が広く普及し、大手林産物企業が設定した行動規範及び調達基準を数多くの中小規模の下請企業及び取引先企業も遵守せざるを得ない体制が構築されている。大手林産物企業の行動規範及び調達基準は、ウェブサイトで一般に公開され、誰でも入手できるようになっている。さらに、デューデリジェンスを含む企業の行動及び調達について、大手林産物企業は自社内だけでなく下請企業及び取引先企業への教育訓練も行い、さらに林産物団体も教育支援を続けている。

このようなことから、市場投入法が施行される前に企業の行動規範及び調達基準としてデューデリジェンスを実施するための基礎が既に構築されていたため、市場投入法施行後に監視団体が用意しているデューデリジェンスシステムをあえて導入する林産物企業が現れなかったまたは少なかったと考えられている。ただし、林産物の輸入は日常的継続的に行う者だけで占められているわけではない。市場投入法の法案には、2012 年実績で EU 域外から木材及び木材製品を輸入した約 2,500 社の内、年一回しか輸入をしていない業者が 1,500 件程度存在したと記されている¹²²。市場投入法施行当時、管轄官庁であった地方行政庁及び関係団体は、市場投入法の施行前に数多くのセミナーを開催し、同法施行後も広報活動を行った。しかし、年一回の「スポット的」輸入を行う企業や個人で団体に加入していない者の中には、市場投入法施行前のセミナーに参加していない者がいたため、デューデリジェンスシステムの知識がない者及びデューデリジェンスシステムに係る

¹¹⁹ EUTR 第 8 条第 1 項。

¹²⁰ EUTR 第 8 条第 2 項。

¹²¹ EUTR 第 8 条第 4 項。

¹²² 『木材及び木材製品の市場投入に関する法律及び刑法第 48a 条改正案』（“Hallituksen esitys eduskunnalle laeiksi metsälain ja rikoslain 48 a luvun 3 §:n muuttamisesta”）（HE 75/2013）、4.2 項。

文書を備えていない者が相当数存在していた¹²³。食料局は、このような企業への指導を現在も継続し、法令違反の防止をはかっている。

③ 事業者 (Operator) 及び取引業者 (Trader)

市場投入法における事業者及び取引業者の定義は、EUTR に同じである¹²⁴。EUTR では事業者を「木材または木材製品を市場に出荷するあらゆる個人または法人をいう」と定義し、取引業者を「商業活動の過程で、域内市場へ既に出荷されている木材または木材製品を域内市場で販売または購入するあらゆる個人または法人をいう」と定義している¹²⁵。具体的には、フィンランドでは輸入林産物の事業者は EU 域外から林産物を輸入する者であり、国産材の事業者は森林所有者である¹²⁶。

農林省及び食料局は、前段落の定義に該当する者をそれぞれ事業者または取引業者と位置付けて、市場投入法の運用及び監督を行っている。しかし、事業者及び取引業者の登録制度は設けていない。すなわち、農林省及び食料局は登録した特定の者ではなく、「木材または木材製品を市場に出荷した個人または法人」を事業者、「商業活動の過程で、域内市場に既に出荷されている木材または木材製品を域内市場で販売または購入した個人または法人」を取引業者と位置付けて市場投入法を執行している。

食料局提供資料によれば、2018 年に EUTR の対象となる林産物を輸入した事業者数は、約 2,000 件である。

(2) 林業センターによる国産材の検査

国産材について市場投入法の運用を管理している林業センターの業務は、内国の森林管理及び木材生産における森林法その他の森林関連法令の遵守確認にある。その具体的な内容と手順は、6-3-1 項の (2) で詳しく述べたので、この項での報告は省略する。

(3) 管轄官庁による林産物輸入事業者の検査

食料局提供資料によれば、2018 年に EUTR の対象となる林産物の輸入額は、約 6 億 3,000 万ユーロで、主要輸入相手国はロシア (80%)、ブラジル (9%)、中国 (3%) であった。EUTR 対象林産物を輸入する事業者 (Operator) は約 2,000 件であり、上位 100 件の事業者が輸入額の 94% を、550 件の事業者が 1 万ユーロ以上の EUTR 対象林産物の輸入を行っている。

¹²³ 食料局及びフィンランド林産物協会での聞き取り調査結果。

¹²⁴ 市場投入法第 3 条第 2 項・第 3 項。

¹²⁵ EUTR 第 2 条 (c) 及び (d)。

¹²⁶ 農林省担当官による解説。隣国スウェーデンでは、素材生産を行う者を事業者としている。

EUTR 対象林産物の 8 割を占めるロシア産林産物の内訳は、主にロシア北西部産のスプルース、パイン及びカバのパルプ用材（ロシアからの輸入額の約 45%）、チップ及びペレット（同 20%）及び製材品（同 20%）である。ロシアとフィンランドの間では、チップを加工工場から隣国のペレット工場にまたは製造したペレットを隣国に、トラックで輸出することが多く、輸入件数ではチップ及びペレットが一番多くなっている。

ロシアから EUTR 対象林産物を輸入する事業者数は約 300 件であり、上位 10 件の事業者が輸入額の 75%以上を占めているが、これら輸入を行っている事業者の多くは「ワンマンオペレーター」と称される一人または数人で輸入業務を行っている事業者である。

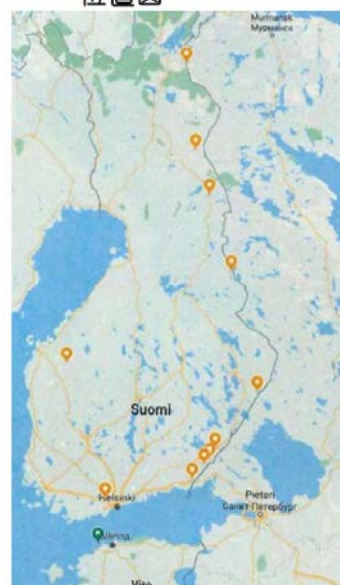
ロシアからの林産物は、フィンランドとロシアの国境にある九つの税関のいずれかを經由し、輸送手段はトラック及び鉄道による陸送が主体であるが、ごく少量の林産物は船舶を使用して輸入されている¹²⁷。

食料局は、ロシア産林産物について、関連法の執行及び違法伐採の状況または樹種分布の地域差¹²⁸を充分考慮し、一般報道機関による報道、環境保護団体の情報、輸出企業のウェブサイトに掲載される情報その他の違法伐採及び違法取引に係る情報の収集を重要な業務の一つとして位置付けている。

① 検査対象の特定と年間検査計画の作成

食料局の上級省庁である農林省によれば、市場投入法が定める事業者への検査は、EUTR の規定¹²⁹及び費用対効果の面から、国産材を生産する事業者を含めて全件検査ではなく「危険分析に基づく検査（Risk Analyses Based Inspection）」の手法を採用している。危険分析に基づく検査とは、検査対象をリスク評価またはリスクに係る情報を基にリスクをはらんでいる物品に特定して実施するものである。さらにこの検査の目的は、市場投入法が定める事項の遵守の「確認」にあり、同法違反行為の「取締り」は含まれていな

図 6.5 フィンランド・ロシア国境上の税関位置図



出典：食料局提供資料。

¹²⁷ (2) の項目のここまでのデータの出典は、食料局提供資料及び同局担当官の解説。

¹²⁸ 食料局では、ロシアの地方行政における法令の解釈及び執行状況がヨーロッパロシアとその他の地域で異なる事実注目して対応している。

¹²⁹ EUTR 第 10 条第 2 項。

林産物輸入を行っている事業者の検査は、食料局が毎年作成する年間検査計画に基づき実施する。

検査対象は、違法伐採に係る情報が存在する輸出相手国別または産地別に製品、樹種その他の輸入林産物のカテゴリーを特定し、これらに危険度の評価により優先順位をつけながら検査対象物品をさらに特定して、該当する物品を輸入した事業者を対象に検査を行う。輸入林産物の危険度評価では、認証材であれば「危険度が低い」と評価している。現在、輸入林産物検査件数の内の約50%は、ロシアから林産物を輸入している事業者に対する検査となっている。

年間検査計画には、食料局と農林省との協議内容または農林省からの指示を組み込む。さらに、食料局に市場投入法違反の情報が入ったとき及び日常実施している情報収集において市場投入法違反が明らかになったときは随時検査を実施する。

図 6.6 税関が食料局に提供している通関データ

no	PVM	VUOSI	KK	MAA	UMAA	KALUPPA	KTAPA	TAKEN	CH	FALJOUSET	tarvontuor	TAVVNA	TAVVNA1	ASINIM_1	VIRHEIM_1
1000021801015500	31.01.2018	58	01	CH	CH	50	5	5000	58219010	0	43.00	1	Operator name (hidden)	Federal Express Corporation	RUCHER AND LANGENTHAL
100000180101052500	31.01.2018	58	01	RU	RU	11	5	5000	58219085	1	5.00	2	Operator name (hidden)	EximEa Finland Oy	PROVISION GROUP LLC
179810180160000100	16.01.2018	58	01	RU	RU	11	5	5000	54011200	22464	1875.00	3	Operator name (hidden)		OOO LAPLANDIA TRAKS
101002118009000100	08.01.2018	58	01	NO	NO	11	5	5000	54018010	1115	9024.00	4	Operator name (hidden)	DSV Road Ab	BAND AS
101002118009000300	09.01.2018	58	01	NO	NO	11	5	5000	54018010	981	10207.00	5	Operator name (hidden)	DSV Road Ab	BAND AS
101002118009000500	09.01.2018	58	01	NO	NO	11	5	5000	54018010	1134	12096.00	6	Operator name (hidden)	DSV Road Ab	BAND AS
101002118021000100	22.01.2018	58	01	NO	NO	11	5	5000	54018010	1063	12622.00	7	Operator name (hidden)	DSV Road Ab	BAND AS
100002118007000500	07.01.2018	58	01	US	US	11	5	5000	58149070	2	99.00	8	Operator name (hidden)	Federal Express Corporation	KRAVET FABRICS
190099718021000500	24.01.2018	58	01	RU	RU	11	5	5000	58191000	5658	7796.00	9	Operator name (hidden)	Nurminen Logistics Services Oy	ZAO SMURFIT KAPPA ST PETERSBURG
190099718021000500	24.01.2018	58	01	RU	RU	11	5	5000	58191000	246	212.00	10	Operator name (hidden)	Nurminen Logistics Services Oy	ZAO SMURFIT KAPPA ST PETERSBURG
190099718020000300	19.02.2018	58	01	RU	RU	11	5	5000	58191000	5286	4818.00	11	Operator name (hidden)	Nurminen Logistics Services Oy	ZAO SMURFIT KAPPA ST PETERSBURG
1918918012001000	12.01.2018	58	01	CN	CN	30	4	5000	58191000	1	12.00	12	Operator name (hidden)	DHL Express (Finland) Oy	SINYANG INTL ENTERPRISE LTD
10315118011000100	17.01.2018	58	01	CH	CH	11	5	5000	58194000	171	1980.00	13	Operator name (hidden)	DSV Road Ab	WETROK AG
1031511802000400	22.01.2018	58	01	CH	CH	11	5	5000	58194000	109	624.00	14	Operator name (hidden)	DSV Road Ab	WETROK AG
1031511802000300	20.01.2018	58	01	CH	CH	11	5	5000	58194000	413	2125.00	15	Operator name (hidden)	DSV Road Ab	WETROK AG
1031511802000500	20.01.2018	58	01	CH	CH	11	5	5000	58194000	1	25.00	16	Operator name (hidden)	Federal Express Corporation	WETROK AG
1031511802000100	04.01.2018	58	01	CN	CN	11	5	5000	58201010	2091	4989.00	17	Operator name (hidden)	Schenker Oy	Folder Mate Enterprise Co., Ltd.
1031511802000300	08.01.2018	58	01	CH	CH	11	4	5000	58213000	1	190.00	18	Operator name (hidden)	DHL Express (Finland) Oy	GERBER INSTRUMENTS AG
1410111801000100	19.01.2018	58	01	PH	PH	11	5	5071	58191000	1	2.00	19	Operator name (hidden)	DHL Freight (Finland) Oy	EPSON PRECISION (PHILIPPINES), INC
191891801101051300	11.01.2018	58	01	JP	JP	11	5	5000	58211010	9	48.00	20	Operator name (hidden)	DHL Express (Finland) Oy	EPOCH COMPANY, LTD.
1918918010905100	20.01.2018	58	01	JP	JP	11	5	5000	58211010	64	218.00	21	Operator name (hidden)	DHL Express (Finland) Oy	EPOCH COMPANY, LTD.
180118020001200	16.01.2018	58	01	US	US	11	5	5000	58213000	43	775.00	22	Operator name (hidden)	DHL Global Forwarding (Finland) Oy	HENNY PENNY CORPORATION

出典：食料局提供資料

年間検査計画の策定及び日常的なモニタリングに使用する主な情報は、税関が提供する情報及びウェブサイトに掲載されている情報である。

税関は、食料局に随時、通関データの電子ファイルを提供している。このデータには、輸入物品の統計番号及び品名、数量、金額、サプライヤー及びバイヤーの名称及び所在地並びに物品の産地及び経由地が含まれている。データを受領した食料局は、このデータを分析し、日常的なモニタリングの他、年間検査計画の検査対象事業者を特定する作業に使用している。

130 市場投入法第5条及びEUTR第10条。

農林省は食料局に、EUTR 対象の林産物輸入事業者 30 件並びに EUTR 対象林産物を取扱っている事業者及び FLEGT ライセンス取得者の内、少なくとも 1% を対象（合計検査対象約 200 件）とした 2019 年の年間検査計画の作成を命じている¹³¹。

② 輸入林産物取扱事業者への検査

食料局が年間検査計画に基づき行う輸入林産物を取扱う事業者への検査は、電話でのインタビュー調査を主体とし、その結果、必要に応じて事業者を訪問する現地検査を実施している。

電話によるインタビュー調査では、デューデリジェンスの認識を問うことから始まり、主にデューデリジェンスシステム文書の設置、デューデリジェンスのために行った情報収集の内容、物品のリスク評価及びリスク低減措置について聞き取り調査を行う。

インタビュー調査により現地検査の必要が生じたときは、食料局職員が事業者と現地調査の日時を打合せした上で事業者の事業所を訪問して、次の検査プログラムを 2 時間半から 4 時間かけて実施する。

- 検査の主旨説明。
- リスクアセスメント及びリスク低減手順を含むデューデリジェンスシステムの実施状況の聞き取り。
- デューデリジェンスシステムの適切な機能及び手順に係る文書と記録の検査。
- デューデリジェンスシステム文書の確認。

食料局は、現地検査により不適合事項が検出された事業者には 3 か月以内に不適合事項を是正するよう指導し、翌年、再び現地検査を行う。

食料局によれば、これまでの検査では、年に一回または数年に一回輸入を行っている事業者にデューデリジェンスの認識の欠落または文書の不備が検出されたが、ここ数年は市場投入法に基づく林産物輸入の正しい手順が広く定着し、不適合検出件数は少なくなっているとのことである。

（４）監視団体の活動

EUTR は監視団体の要件として、第一に法人格を有し EU 内で法的地位を有すること、第二に業務遂行上の適切な専門知識及び能力を有すること、第三に業務遂行にあたり一切利害衝突がないと保証できることをあげている¹³²。

¹³¹ 食料局提供資料。

¹³² EUTR 第 8 条第 2 項。

欧州委員会は、表 6.41 に掲げた団体をフィンランドで活動する監視団体として、管轄官庁との協議を経て認証している。認証された七つの監視団体の内、フィンランド国内に事業所を設置している団体は三団体で、その他はフィンランド以外の EU 加盟国に事業所をおいている。

EUTR は監視団体の業務として、第一にデューデリジェンスの管理及び定期的評価並びに事業者による利用権の承認、第二に利用を承認した事業者によるデューデリジェンスシステムの適正利用の確認、第三に事業者がデューデリジェンスを適正に利用していないとき、特に事業者が重大または反復的な違反を行っているときの管轄官庁への通報を含む適切な措置をあげている¹³³。

さらに EUTR では、管轄官庁が管轄権が及ぶ領域で活動している監視団体の業務遂行状況及び監視団体としての要件の維持を確認するための検査を実施すると定めている¹³⁴。

食料局担当官によれば、市場投入法には監視団体に係る規定がないため、これまで管轄官庁は監視団体の検査を行っていない。食料局は、EU 委員会に申請があった団体の監視団体への認定をし、同局担当官は監視団体に EUTR に係る情報提供を行っているものの、監視団体のデューデリジェンスシステムを利用している事業者の数その他の監視団体の活動状況を把握していない¹³⁵。

フィンランド林産物協会によれば、フィンランドでは監視団体が提供するデューデリジェンスシステムを事業者が利用しているという情報に接したことはないという。

監視団体が提供するデューデリジェンスシステムを事業者が利用していない要因としては、第一として市場投入法施行前に、既にフィンランドでは ISO に基づく企業活動の標準化が行われ、林産企業は標準化作業の一貫として行動規範及び資材調達基準の設定を行い改善を重ねてきたため、デューデリジェンスシステムの要件を行動規範及び資材調達基準の一部として既に組み込んで運用していたまたは容易に導入できたこと、第二に大手林産物企業の行動規範及び資材調達基準はウェブサイトその他のツールにより公開されており、他の企業もこれらを参考に自社の規範や基準を設定できたこと、第三に大手林産物企業は原料や資材の調達先または取引企業に自社の行動規範や資材調達基準を遵守するよ

¹³³ EUTR 第 8 条第 1 項。

¹³⁴ EUTR 第 8 条第 4 項。

¹³⁵ 今回の現地調査における監督団体の活動に係る情報は、食料局からの推薦を受けて監督団体を訪問して得る予定であったが、当方の訪問申込みに対して監督団体から回答がなかったため、食料局及びフィンランド林産物協会から得ている。

う要求しているため、数多くの企業が大手林産物企業の行動規範及び資材調達基準に沿った規範及び基準を設定している事実が存在することが考えられている¹³⁶。このためフィンランドでは、監視団体のデューデリジェンスシステムの導入と監査に費用をかける企業が登場していないようである。

¹³⁶ フィンランド林産業協会における会合でのコメント。